

厚生労働省発開 0830 第 1 号

令和 4 年 8 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 実習併用職業訓練の実施計画認定申請書の提出先の変更等

一 実施計画認定申請書、実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書（様式第七号）について、提出先及び届出先を厚生労働大臣からその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（二において「所轄都道府県労働局長」という。）に変更すること。（第三十五条の五並びに第三十五条の八第一項及び第四項関係）

二 実習併用職業訓練を実施しようとする事業主からの実施計画の認定及び実施計画の変更に係る認定の申請に係る厚生労働大臣の認定権限について、所轄都道府県労働局長への委任規定を新設すること。

（第八十一条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等（附則関係）

一 この省令は、令和四年十月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。